

議 長 昨日に続きまして、一般質問を通告順に行います。受付番号第7号、飯田一君の一般質問を許します。登壇願います。

6 番 飯 田 皆さん、おはようございます。それでは、議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第7号、質問議員、第6番 飯田一。件名、有害獣防止柵設置材料費補助金の上限の引き上げを。

要旨。ことしも鳥獣による農作物の被害に悩まされ、収穫の秋を迎え、さらに大きな被害をこうむることが予想されます。そこで、質問をいたします。

(1) 農作物の被害はふえ続け、農家の生産意欲は減退し、耕作放棄地も増加しています。町内での状況はいかがでしょう。

(2) 空き家になった住宅が放置され、雑木が生い茂り、蜂や動物のすみかと化し、景観の悪化、防犯・防災の面からも問題があり、管理の不十分な空き家の所有者に対し、適切な措置はとられていますか。

(3) 現在、町の有害獣防止柵設置材料費補助金は、10アール以上、1回の申請で20万円以下となっています。大きく困う場合、補助金の範囲内では無理になってしまいます。上限の引き上げはできないのでしょうか。

よろしく願いいたします。

町 長 改めまして、おはようございます。定例会2日目、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、飯田議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。まず、本町の鳥獣による農作物の被害状況であります。農家等の届け出による被害額は、平成27年度届け出件数15件で、391万5,000円です。平成28年度は5件で102万2,000円。平成29年度は3件で19万円となっております。被害額は減少傾向と断言していいのでしょうか。そういった状況でもございますが、ただ、被害届を提出されない農家の方々が多数いらっしゃるんじゃないかというふうに思っておりますので、実際はもっともっと被害があるものと思っております。町では、農作物被害の現状を把握し、国や県に被害対策の強化を要請していくことや、農地の被害状況を猟友会の皆さん方へ情報提供し、対応していただくためにも、農家の方々に被害届の提出をお願いをしているところでもございます。町では、被害届書の用紙を寄出張所やJAかながわ西湘松田支店など

に常備して、被害の把握に取り組んでいるところでもございます。また、被害届の提出をお願いするため、チラシの全戸配布、お知らせ号、町ホームページ等で周知をしているところでもございます。

次に、耕作放棄地の現状でございますが、5年ごとに調査をさせていただいてる農林業センサスによりますと、2005年は37ヘクタール、2010年は38ヘクタール、2015年は43ヘクタールと年々増加傾向となっております。耕作放棄地が増加する主な要因は、農業経営体の中心であります第2種兼業農家の方々も、会社の定年延長などにより、農業に携わる方の高齢化が進んでいることや、世代交代による後継者不足、販売価格低下による生産意欲の低下などがあり、さらに有害鳥獣被害による営農意欲の減退も耕作放棄、離農してしまう大きな要因の一つとなっております。

そのような中、まず寄地区において、新たな事業の取り組みといたしまして、地域内の危機感の共有、地域での話し合い、そして成果をまとめる人・農地プランの策定を現在進めているところであります。そのスタートといたしまして、地域内の危機感を把握するため、ことしの7月に農業委員さんの御協力を得て、地域農業の将来、人と農地の問題に関するアンケート調査を実施いたしましたところ、225件中102件の回答があり、農地に対する考え方は、現状維持との回答が54%、農地を貸し出したいとの回答が43%でありました。また、後継者に対する考え方では、後継者のめどはついているとの回答が35%であり、逆に後継者のめどがついていないとの回答が65%となっております。

町では、このアンケート結果をもとに、今後地域農業のあり方や将来像をどう描いていくのか、地域と話し合いを行い、寄地域全体の農業の活性化と持続的な農業経営の実現を図ることにより、耕作放棄地の減少につなげてまいりたいと考えております。耕作放棄地問題は寄地域だけでなく、町内全体の問題であります。地域ぐるみで農地を守っていくということが必要でありますので、町といたしましても関係機関と協力をし、今後も農作物の有害鳥獣被害対策や、農業支援をさらに強化していき、耕作放棄地対策を進めていきたいというふうと考えております。

次に、2点目の御質問にお答えをさせていただきます。放置された空き家の

管理については、空き家法第12条の規定により、適切な管理を行うよう、文書などで情報提供並びに助言を行っております。空き家に対しては、自治会要望でも地域内の雑草等の処置について要望が上がってきておりますが、空き地に関しては法令規定もないため、その都度状況を確認しながら、所有者に対応していただくようお願いをしている状況でもございます。

しかし、所有者が特定できない空き家に関しては、現状では対応ができていません。登記情報や固定資産税情報など、空き家法が認める範囲で情報確認を行っても、所有者が特定できない場合は、行政代執行が行えるかどうか判断することになります。必ずしも、行政代執行の処置となるかは、その物件の条件にもよるところであります。所有者が特定できない空き家に関しては、最低の条件として周辺環境への悪影響や危険の切迫性など、総合的に判断して特定空き家等として松田町特定空き家等審査会にて認定される必要があります。この審査会では、所有者を特定するか否かに関係なく、空き家法に定める措置をとるに当たって必要となる特定空き家等か否かを認定する機関となります。近隣自治体と同様に、当町でもこれまで審査会が開かれたことはございませんが、昨年度は相模原市や茅ヶ崎市といった自治体において、審査会の機能により所有者が判明している物件になりますが、勧告により危険な状態を改善させていると聞いております。

当町においても、安心・安全なまちづくりを進めていくために、先行している自治体の例を参考いたしまして、より具体の検討を進めてまいりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、3つ目の御質問にお答えをさせていただきます。現在、有害鳥獣による農作物被害対策といたしまして、猟友会の皆様方に大変な御協力をいただきですね、個体数を減らす駆除の実施と、有害獣防止柵の設置などによる有害獣防止対策を進めております。有害獣防止柵設置材料費補助の実績ですが、平成27年は金網柵の申請が3件、平成28年度は金網柵4件、電気柵5件の計9件、平成29年度は電気柵6件の補助を行っております。傾向といたしましては、より施工しやすく、単価が安い電気柵を設置する農家が多くなってきております。この有害獣防止柵設置材料費補助金要綱は、当初は2戸以上の農家が設置

することを交付の条件に、補助上限額は設けてありませんでした。平成27年度に1戸単位での申請を可能としたことや、電気柵に必要な装置、感電事故防止等の安全対策を講じるための費用を新たに補助対象とする要綱改正を行い、平成28年度には電気柵の需要が多くなったことを受けて、より多くの農家の方に補助金を活用していただけるよう、上限額を20万とした要綱改正を行っております。

御質問にありました、大きく困る場合につきましては、隣接する農地をお持ちの方同士で協力するなどの方法が考えられます。また、条件によってはJAの補助制度もあわせて活用することも可能ではあります。今後は、御提案をいただいたことを踏まえて、要綱の内容、また変更等につきまして、これまでの利用実績や効果などの検証とあわせて、農家や必要とされる方々からも御意見をいただき、荒廃地がふえない対策の一助となるよう、方向性を示してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

6 番 飯 田 どうもありがとうございました。何かちょっと最後明るい回答をもらえたような感じがしまして、ちょっとほっとしてます。

まず、松田町の耕地面積はですね、今、私が26年ごろ農業委員やっていたころは、197ヘクタールというふうに覚えてます。先ほど、町長の耕作放棄地どのぐらいあるかというふうな回答を得ましたところ、2015年で43ヘクタールというふうなちょっと回答をいただいたんですけどね。ちょっとこれ見ても、松田町の耕地面積の4分の1はですね、耕作放棄地というふうな捉え方ができるんじゃないかと思います。

それでですね、これが非常にだんだんだんだん耕作放棄地が進んできて、4分の1ぐらいまで耕作放棄地になってるというふうなことなんですけど。平成26年度農業委員会の調査…町長の町のほうのあれとちょっと違うんですけど、調査によりますと、そのときはですね、有害獣被害について69%の農家が鳥獣被害に遭っているという結果が出ています。そして、利用意向についてはですね、貸し出し希望が49%、売却、売却もしくは貸し出し希望が26%でした。このときはですね。このときは、農地中間管理事業がですね、農家の借り手と貸し手のマッチングを行うというふうなことがバックにあって、こういうふうな

結果出てるんじゃないかと思うんですけど。貸し出しをしたいと、そういう人が約半分。売却、売却が無理ならですね、貸し出ししたいという人が26%。本当に農業をやっていききたいという人はですね、残りの25%ぐらいしか…4人に1人ぐらいですか。ぐらいしかいないという、数字的には結果が出てるんですね。それで、農地中間管理事業が26年7月からスタートし、農地の借り受け、貸し付け等のマッチングを行っているはずですが、この成果はいかがなものでしょうか。お願いします。

参事兼観光経済課長 ただいまのですね、中間管理機構のですね、マッチングといいますのは、寄地区でですね、1件約6,000平米の茶業の営業のが中間管理機構で今やってございます。それが現状でございます。

6 番 飯 田 1件、松田町全体で1件というふうなことで、もうほとんどですね、松田寄はですね、松田山の斜面の耕地見ましても、中山間の耕作ということで、ちょっとまとまった面積もないし、なかなか厳しいのではないかというふうに捉えています。これが一応現状のですね、認識として考えてもらいたいんですけど、また後で質問します。

第5次総合計画でですね、荒廃地対策として、平成26年度14ヘクタールだったものを、平成30年度では目標として1ヘクタール減の13ヘクタールとしています。ただこれ、今、町長のほうの話によりますと、2015年43ヘクタールで第5次総合計画に載ってる耕作放棄地の面積14ヘクタールですか。それとかなりの差があるけど、この差はどういうところからきてるんでしょうか。荒廃農地への景観、植栽、植物植栽の奨励推進ということで、事業を整備、推進したいというふうなことで、これもやっぱり第5次総合計画で荒廃地対策として載っていますが、これは進んでいるのかどうか、その辺お伺いします。

参事兼観光経済課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。まず、第1点目のですね、総合計画等のですね、今、町長の答弁にありました耕作放棄地のですね、面積の差ということの第1点の御質問についてお答えをさせていただきますと、まず第1点目の、今答弁させていただきました農林業センサスに基づきました松田町全体のですね、耕作放棄地。それとですね、総合計画の中で捉えさせてもらっているのがですね、平成26年度ということなんですが、松田町と

寄にあります農業振興地域内ですね、特に中間管理機構の対象となる農地が農業振興地域内の農地となっておりますので、その数値をですね、活用させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目ですね、まちづくり総合計画のアクションプログラムの中でですね、景観作物の奨励ということがうたわれてるがどうなってるのかということですね、一時ですね、中央農道の一番奥のところですね、隣町の方の荒廃地等を活用してですね、一時農業委員さんの方が中心になりましてですね、コスモス…それからいろんなですね、コスモス、ヒマワリ等ですね、一応植栽をやっていただいたことがあるんですけど。実績として、私が知ってる限りはそういうところですね、まだまだそのビジョンに基づいた耕作放棄地に対して、寄地区でもロウバイの前にもやっていただいたことがあるんですけど、それはちょっとその前のお話になってしまいますので。そういうような事業を実施していただいた経過はあるんですが、なかなかですね、継続ができていないというのが今の現状でございます。以上です。

6 番 飯 田 わかりました。分母の違いということで、耕作放棄地の数字の違いわかりました。

それともう一つですね、景観植物、聞いた限りでは、そんな奥のほうへやってね、確かに動物が奥のほうにいるわけですけど、どれほどの効果があるのかなというのはちょっと疑問に感じますけど。やっておられることは、多少なりともやっておられるというふうなことで、理解させていただきます。

また、話変わりますけど、住宅の隣の農地がですね、耕作放棄地になり、草木が生い茂っている。このようなケースが数多く見受けられ、住民がですね、困ってるというふうな話をよく聞きます。中には、直接役場へ連絡してですね、その土地の所有者に対して連絡取ってもらって草刈りをしてもらったというふうなことも聞いていますけど、これは、これからどんどんこういうケースが増えてくるんじゃないかと思うんですけど、対応をどのようにお考えなのか。

またですね、幾ら自分の農地を適切に管理していてもですね、近くにある耕作放棄地から無制限に雑草の種や害虫が飛んできてですね、歯どめがかからないと。すぐそういう耕作放棄地がですね、すぐ草でいっぱいになっちゃうとい

うふうなね、のが現状です。荒廃農地の発生源は、農業が3K職場であり、なおかつもうからない。したがって後継者もいないと。農地の場合にはですね、人間の活動範囲として動物の侵入を防ぐ役割もありますが、耕作放棄地になると、人間の縄張りからシカ、イノシシなどの縄張りになり、またのり面も荒らされ、土砂崩れの原因にもなります。何か去年ですかね、かなりままだが崩れたという、災害でね、ままだが崩れたというふうなこともありますのでね。やっぱりそういうふうなものも動物がのり面をですね、荒らしているというふうなことじゃないかと思うんですね。農家にとってはですね、畑地を荒らされるより、ままだ、のり面をですね、荒らさせるのは、復旧に対してね、非常にエネルギーがかかるということで、本当にこの場合、困ってしまうというふうなことなんですね。

それと、あと農業委員会のほうでも前も出てたんですけど、観光農園の推進を図ることでね、もう少し農業の活性化を図れないかという意見も出されています。その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

参事兼観光経済課長

それではですね、まず第1点目のですね、住宅地の隣ですね、隣接されている農地のですね、そこが荒廃化をしてしまっているということで。最初に基本的な考え方としては、農業委員…そういうような御連絡をいただければ、農業委員会のほうからですね、その地主さんに対して、草刈りのほうをお願いします。あともう一つ、これから先考えていかなければいけないのは、せっかく住宅の近くにあるということはですね、周りの方ですね、市民農園的なモデル事業的な形ですね、新たにそのところを、何か近所の方がですね、耕作していただけるような…農地法との絡みがありますので、あくまでもモデル事業としてですね、ちょっと展開をしていただけるような形がとれないかですね、ちょっとその現場に合った形をですね、ちょっとまた後でその場所を教えていただきながらですね、地元の農業委員さん等も含めた中でですね、そういうような展開ができないかというのをですね、ちょっと調整していきながらですね、少しでもそういう雑草が出るところを減らしていければなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

あと、2点目のですね、一生懸命耕作していらっしゃる方ですね、隣のところ

が、やはり雑草化されてしまうということになると、やはり先ほど御答弁させていただいたように、やはり農業意欲にも当然かかわってくることでありますし、また草刈り等にやはり時間がかかってしまうということもありますので、そこも同じように、基本はやはり農業委員会。それから冬場になって、草が大分高いようでしたらですね、消防署の方の御協力も得ながらですね、その草刈り等を依頼していくのがまず第1点になります。

続きまして、ただ、こういうところにつきましてもですね、何とか先ほど荒廃地対策をというようなお話の中でですね、例えば隣の方が、例えばもうちょっと若い方だったら、じゃあその隣も耕作をしていただけるか。また新たな…今寄地区でも若手の方が少しずつで、本当の少しずつですけど育ち始めてますのでね。その方にちょっと貸していただくとか、そこ、確かに平場の機械が入るようなところでしたらですね、そういうところも、やはりこれから農業委員会としても考えていきたいということで、今ちょっといろいろ進めてますので、その中で現場現場に合わせたですね、対応を少しずつでも進めていければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

3点目の、一番ちょっとそこが難しいのり面ですね、確かにシカが登ったり、またはイノシシが来て、要はミミズ等をとるためにですね、掘り返してしまうというところですね、対策については、最後の御質問に出ていただきました、やはり防護柵等をですね、うちで農家の人が守るということになりますと、やはりそのような防護柵をですね、つけてもらってですね、やはりひとつ対応していただくというのが、やはり一番いい手かなと。中には、ままところに竹でクロスをされてたり、いろいろやってくれる方もいらっしゃいますけど、やはりお話を聞きますと、最初のうちはちょっとはいいけど、やはりそれが自然で当たり前になると。御存じかと思うんですが、やはりそういうのを気にせずに通ってしまうというところもありますので、その辺も含めてですね、やはり防護柵というのが、やはり一番いい…今私が考えてる中ではベストの選択かなというふうに考えております。

最後の観光農園につきましてはですね、やはり、観光立町ということで、これからやっぱり観光ですね、お客さんを呼んでやっていきたいという町の基

本的な方針がございますので、やはりそこについても、町のほうとしてもやはり進めていきたいというところではございますが。やはりこれはですね、やはり地域の方ですね、御協力等がなければ、やはり進んでいかないと、今実際にもミカンオーナー制度とか、ミカンのもぎ取り等とかの形でですね、実際に動いてもらっておりますが、やはりそれにですね、プラスアルファというところになりますと、やはり町、それからその組織団体等とですね、いろいろ話しながらですね、またいい情報があればですね、それを提供していただきながらですね、やはりそこでお客さんに来ていただいて、町にですね、少しでもプラスになるような形に私もしていきたいと考えております。以上です。

6 番 飯 田 今、課長のほうからですね、非常に前向きな話を聞かせて…回答として聞かせていただきました。私もですね、考え方としてね、今、耕作放棄地をこれ以上ふやさないためにもですね、もう極端にね、極端な政策をとっていかなくちゃいけないんじゃないかと思うんですよ。そうしないと、このままでいったら、ずるずるずるずる耕作放棄地がですね、今4分の1のところ、そのうちね、農地の半分ぐらいにまで広がっちゃうというふうなことになるかねないというふうなことで、寄地区なんかでは、こういうふうな考え持ってる人がいるんですね。例えば、農地を自分でもうできなくなったと。このまま放っておくと、耕作放棄地になって草や木が生い茂ってしまうということでね、無料…ただでいいから、借りてもらいたいと。それで、そこで草をね、生やさないだけでもいいんだよというふうな形ですね、もう本当に無料で、無料でもいいから誰かにやってもらいたいというふうなね、人がかなりいるんですね。結局そういう情報をですね、農業委員会のほうでうまくまとめてですね、そういう意向があつて、じゃあただなら借りてもいいよというふうなね、人とうまくマッチングできるようなね。そういうふうなことできないかなというふうなこともちょっと今考えているんですけど。ただで貸す以上ですね、返してもらうときにはね、声かけられて1年以内にもう無条件で黙って返すというふうな形とかね、いろいろ…もうただでもいいから、とにかく農地は耕作してもらおうというふうな、草をね、生やさないというふうな考え方ですね、そういう対策をとることによって、移住にもつながってくるのかなと。寄へ行けばただで農地が

ね、貸してもらえらしいよというような話になればね、そういうふうな人もあらわれるかもしれないので、ちょっとその辺をちょっと研究していただきたいというふうに思います。

それとですね、もう一つ。耕作放棄地ですね、税金をね、もっと上げるべきじゃないかと思うんですね。それで、その上げた税金を原資にしてですね、例えば草刈りを誰かに依頼して、手当を払うとかね。自分のところで管理できなければ、もうそういうふうな方法もね、やっぱりこれから先ちょっと検討する余地もあるんじゃないかなというふうに思います。これは、これからの検討課題としてですね、ちょっと頭の中に入れておいていただければというふうに思います。どうでしょうか。

参事兼観光経済課長

まず1点目のですね、農地バンク的なですね、やはりこういう農地をどなたでも…どなたでもというか、無料でここの農地ですけど無償でお貸ししますというような情報提供とですね、あわせて、やはり借り手の方がですね、やはりここ一番問題になってくると思いますので、やはりそれをいかに借り手の方のですね、ハードルを下げるかというところが、やはり一番問題になってくると思いますので、そこにつきましては、やはり先ほど言いました貸す側もやはり返してもらえるのか、やっぱり人のものになってしまうとかというのは、やはり結構古老の方は心配される場所もありますので、その辺の条件面等ですね、どういうふうに、こういう形で条件、契約みたいな形でやっていくのか、またはどのような…先ほどおっしゃっていただきました中間管理機構が、無償の中でもそのような間に入って対応が可能かとか。その辺についてもですね、よく調査をさせていただいてですね、やはりこれからですね、農地を守っていくための一つの手段としてですね、取り入れについて詳しくちょっと調査研究をさせてもらいまして、なるべく耕作放棄地が一つでも減るようなですね、対応をしていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

税金…ちょっと私が答弁させていただきますと、やはりその草刈り等というのはですね、やはり私の考えとしましては、やはりみずからがですね、やはり管理していただいて、草刈りをしていただくのがやはり第一の原則になろう

かと思います。ただ、2つ目の方法としましては、もしそういう草刈り等を  
すね、いろんなほかの団体のところにです、お願いをして、草を刈ってもら  
う。その…今最後の御質問にありました税金につきましてもです、農地で  
すと、非常にある程度単価的にです、低いというようなところもございま  
るので、それ今おっしゃっていただいた案といたしまして、そのような国等の補  
助金、また県等のです、いろいろな補助金の中でです、そういう草刈りが  
できるのかどうかもです、これはなかなか難しい点がありますが、そうい  
うところを含めながら、まずです、そういうところとです、もし草刈りが  
できない場合は、こういう団体の方が草刈りしていただけますので、一度ちょ  
っとお見積もり等を取っていただけますかというような形です、ちょっと  
いろんな周知等をさせていただきながらです、自分でできない場合はこうい  
う方法がありますよということも含めてです、ちょっと我々も調査してい  
たくとともに、耕作放棄地の方にです、そういう通知を差し上げるような形  
をです、農業委員会のほうとして対応していきたいと思っておりますので、よろ  
しく願いいたします。以上です。

6 番 飯 田 その辺です、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、次に2番へ行きます。平成24年に2件の家が焼失し、半焼状態の  
まま6年が過ぎようとしています、今もそのままです。雑木や竹、雑草に覆  
われ、その家に行く10メートルほどの道路がありましたが、今はやはり雑木と  
か竹、雑草に覆われて道の体をなしていないというふうなことで。今、小動物  
のすみかとなつてです、近隣の住民も、いつ自分の家のほうにね、焼け残つ  
た建物が倒れかかってくるか心配で不安だということで、以前もちょっと相談  
を受けたことがあります。過去、町のほうにもさんざんです、足しげく通つ  
て、相談させてもらったようですが、全然前に話が進まないというふうなこ  
とで、現在に至つてるようです。この空き家に対してです、町は今後どの  
ような対応を考えておられるのか。このままずっとそのまま放置しておくの  
かね、あるいは何らかの対応をこれからとろうとしてるのか、とってもら  
えるのか。その辺をちょっとお伺ひしたいと思ひます。

総 務 課 長 お答えさせていただきます。私も以前にです、その物件を見に行かさせて

いただいたことがございます。対策については、その時点でたしか所有者がわかったような気がしてましたので、連絡をさせていただいて、管理をお願いしたところまでしかできておりません。現状、今そのままの状態ということでも認識してございます。

先ほど町長から答弁させていただいたとおりですね、空き家については、この空き家法に基づいて、特定空き家と認定するための審査会を開くということでございます。現状も再度確認させていただかなきゃいけないと思いますけれども、近隣の相模原市、茅ヶ崎市のほうで、この空き家法に基づく認定審査会のほうを開いてですね、対応されたということを聞いておりますので、その辺の情報をですね、収集しながら、どのような手法がいいものか、その辺のところをですね、研究させていただいて、対応をしていけるような形にもっていきたいというふうに思っております。

6 番 飯 田 強制代執行にしてもですね、町が…町の予算でね、壊しても、町の持ち出しで金がかかるわけですよ。その辺は事業者のほうとですね、よく…事業者というか、所有者の方とですね、よく話し合ってますね。例えば補助金を町のほうで少し出してあげて、それで何とかね、うまく円満にですね、解決していただけるようなことができれば一番いいことじゃないかというふうに思いますけど。前…何ていうんですかね。この前、町道寄15号線で引っかかっていた、やっぱりこれと同じような住宅があって、そこを資材置き場みたいに庭を使わせてもらった関係でですね、1回はすごくきれいになったんですね。あれから二、三年たって、今見てみますと、もう草がすごいですよね。それだけ草とか雑木の繁殖力が強いということで、もう空き家になったら、町場の場合はともかくとして、寄なんかは周りが耕作放棄地とかそういうね、あればっかりで、さっき話したように、草のね、種が飛んで来たり、いろんな草の出も早いわけですよ。いろんな風でもって木の種が飛んで来たりですね、そういうふうなひどい状態になりかねないというふうなことなんでね、ぜひ今、相模原のほうの件を参考にしてというふうな話なんですけど、何とか解決に結びつけそうなのかどうか、その辺の感触はいかがでしょうか。

総 務 課 長 これから対応してまいりますので、その辺も含めてですね、しっかり対応し

ていきたいというふうに考えております。

6 番 飯 田 よろしくお願ひしたいと思ひます。

次、3番いきます。鳥獣被害からですね、農地を守るには、わなや狩猟による捕獲を行い、個体数を減らす…攻めですよね。攻撃的な防護と、もう一つ、防護柵とか電気柵などで守る農業と。この2つがうまく機能してですね、耕作放棄地の減少に結びつけなきゃいけないというふうに思ひます。有害獣防止柵設置材料費補助金制度はですね、10年ぐらひ前は耕作者3名以上、面積0.2ヘクタール以上の条件でした。そのかわり、上限幾らとか何とか、そういう決まりはなかつたんですね。それがですね、2名以上、面積が0.2ヘクタールとなり、それからさらに2名以上、面積0.1ヘクタールになって、そして現在ですね、1名以上で0.1ヘクタール以上というふうな、徐々に利用しやすくなつてゐることは確かなんですけれど。10年ぐらひ前はですね、近隣の農地を持つてゐる人と協力してですね、大きく管理をするという考え方から、今はですね、小さく買ひ込んで、小さい形で管理するよな考え方になつてきているよなのかなというふうに思ひます。

予算見てみましても、平成26年は当初予算が75万で、執行が33万円。平成27年度は予算が60万円で、執行が66万6,000円。28年度は予算が45万円で、117万4,000円。これは補正で…2回ぐらひ補正出された年だと思ひます。そして、29年度はですね、240万の予算に対して51万2,000円の執行ですね。それで、今年度は150万円というふうに使われてゐます。

それで、特に私がですね、言ひたいのは、29年度はですね、当初予算が240万に対して、51万2,000円しか執行されてないんですね。これはパーセンテージに直しますと、21%しか使われてないということで、その中でもね、さつき言ひましたよな、ちょっと大きく困おうとした場合に、この条件から外れてしまふので、窓口で断られてしまふと。そういうふうな状況にありながらね、じゃあ執行…小口の執行があつて、かなり執行金額、予算に半分以上使われたとかですね、それだつたら話わかるんですけど。予算ばかり二百幾らも取つていてね、使われてるのが20%ぐらひしか使われてないと。そういう余裕があるんでしたらですね、個人的な補助は難しいと思ひますけれど、0.1ヘクタール

以上、2人以上の場合にはね、複数の農家であれば、その時点で申請された場合、役場のほうでですね、よく検討してもらって、それが本当に農家の方にとってそれがメリットあればですね、それはこういう20万円以下という枠からはみ出してもね、申請をですね、許可すべきだと思うんですけど。先ほど、町長のほうから可能性があるような話聞きましたけど、その辺の町のお考えをお聞かせください。

参事兼観光経済課長

まず、第1点目のですね、今は1人でも1,000平米以上あれば補助を出しておりますので。というのが今、第1条件になっております。それでですね、今、もし20万円以上になってしまってもですね、場合によっては、例えば25万かかる場合にはですね、20万円は町で補助しますよ。残りの5万円の30%をJAが出していただけます。残りのですね、70%、3万5,000円を地主さんが負担していただければですね、防護柵は設置できるような形になっておりますので、あくまでも20万円が限度ですよということで、あと、延長が幾らあっても個人負担というところが出てきてしまいますが、そのところについてはお断りをしていませんので、一応ちょっと御参考のためにちょっと御報告をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

例えばですね、やはり今、補助金の執行が、未執行が出てるよというような御指摘をいただきましたので、そのところについては、やはりここで28年度で20万円と、1,000平米というような形をしましたけど、やはりここで3年たってくるということもありますので、やはり先ほども答弁させていただいたとおり、農業委員会さん…農業委員会農業委員さん、またはここで地域懇談会等やってる中でも、やっぱり鳥獣被害ということですね、私のほうも4カ所ほどですね、回らしていただくことがありますので、その中でもですね、ちょっと皆さんの御意見等も、私としては参考にさせていただきながらですね、よりよくですね、防護柵のですね、設置をしていただきながら、農業意欲を継続していけるような方向に持っていければと考えております。以上です。

6 番 飯 田

時間がなくなりましたので、この後はですね、個人的にちょっと担当課のほうに出向いて、させてもらってよろしいでしょうか。町長、何かありますか。何か、さっきの回答…3番の回答がちょっと町長と担当課長とずれが

あるような気がしてるんですけど。(私語あり)

議

長 以上、あとは担当課へ、また町長室へ行って、ごゆっくりとやってください。

以上で受付番号第7号、飯田一君の一般質問を終わります。